



臨時株主総会招集ご通知

■目次

臨時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案	5
第2号議案	6
第3号議案	51
第4号議案	61
第5号議案	62
株主総会会場ご案内図	末尾

■開催日時

2023年12月22日（金曜日）

午前10時

（受付開始：午前9時）

■開催場所

東京都品川区大崎五丁目6番4号

都五反田ビル東館5階 当社研修室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。）

■決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(1)の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式及びB種種類株式）の発行の件
- 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(2)の件
- 第5号議案 取締役1名選任の件

（証券コード 6997）

日本ケミコン株式会社

株 主 各 位

東京都品川区大崎五丁目6番4号
日本ケミコン株式会社
代表取締役社長 上山 典 男

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「臨時株主総会（2023年12月22日）招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.chemi-con.co.jp/company/ir/event/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区大崎五丁目6番4号
都五反田ビル東館5階 当社研修室

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少(1)の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 第三者割当による募集株式（A種種類株式及びB種種類株式）の発行の件 |
| 第4号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少(2)の件 |
| 第5号議案 | 取締役1名選任の件 |

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従い、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに賛否をご入力下さい。詳細につきましては、3～4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会資料の電子提供制度の施行について

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い株主総会資料をウェブサイトに掲載して提供することとなりましたが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおりすべての株主様に株主総会資料を書面でお送りしております。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年12月21日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
 - ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
 - ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ② スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード
でのログインができない場合には、上記「2.(1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行
って下さい。
※ 「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様
のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運
営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけ
る議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(1)の件

当社は、早期の復配を行える体制を整えることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本金の額

20,060,622,122円

② 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 13,534,621,695円

③ 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 33,595,243,817円

2. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

A種種類株式及びB種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式及びB種種類株式を追加し、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。A種種類株式及びB種種類株式を発行する理由につきましては、第3号議案をご参照ください。

なお、定款の一部変更については、第1号議案及び第3号議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,961万3,200株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,500万株</u> とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 5,500万株 A種種類株式 10,000株 B種種類株式 5,000株

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本条においてA種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。）に対し、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) A種優先配当金の金額</p> <p><u>A種優先配当金の額は、配当基準日が2026年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2026年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、7.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(3) 非参加条項 <u>当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) 累積条項 <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>当該事業年度（以下本号において不足事業年度という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下本号において不足事業年度定時株主総会という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。）については、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、本条第10項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) <u>非参加条項</u> <u>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(3) <u>日割未払優先配当金額</u> <u>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。</u></p> <p>4. <u>議決権</u> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>5. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u> (1) <u>普通株式対価取得請求権</u> <u>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内におい</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>て、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>本条において「<u>普通株式対価取得プレミアム</u>」とは、<u>普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するか</u>の区分に応じて、<u>以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① <u>A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.030</u></p> <p>② <u>2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060</u></p> <p>③ <u>2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085</u></p> <p>④ <u>2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.100</u></p> <p>⑤ <u>2027年7月1日以降：1.110</u></p> <p>(3) <u>当初取得価額</u> <u>1,364.3円</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(4) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。）、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円（ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてA種下限取得価額という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) A種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \times$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使によ</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>る場合または合併、株式</u> <u>交換、会社分割もしくは</u> <u>株式交付により普通株式</u> <u>を交付する場合を除</u> <u>く。）、次の算式（以下</u> <u>本条において取得価額調</u> <u>整式という。）により取</u> <u>得価額を調整する。取得</u> <u>価額調整式における「1</u> <u>株当たり払込金額」は、</u> <u>金銭以外の財産を出資の</u> <u>目的とする場合には、当</u> <u>該財産の適正な評価額と</u> <u>する。調整後取得価額</u> <u>は、払込期日（払込期間</u> <u>を定めた場合には当該払</u> <u>込期間の最終日）の翌日</u> <u>以降、また株主への割当</u> <u>てに係る基準日を定めた</u> <u>場合は当該基準日（以下</u> <u>本条において株主割当日</u> <u>という。）の翌日以降こ</u> <u>れを適用する。なお、当</u> <u>会社が保有する普通株式</u> <u>を処分する場合には、次</u> <u>の算式における「新たに</u> <u>発行する普通株式の数」</u> <u>は「処分する当社が保有</u> <u>する普通株式の数」、</u> <u>「当社が保有する普通</u> <u>株式の数」は「処分前</u> <u>において当社が保有する</u> <u>普通株式の数」とそれぞ</u> <u>れ読み替える。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: right;">新たに発行する 普通株式の数</p> <p style="text-align: center;">(発行済 普通株式数</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">1株当たり</p> <p style="text-align: center;">=</p> <p style="text-align: center;">当社が保有 する普通株式 の数)</p> <p style="text-align: center;">+ <u>払込金額</u></p> <p style="text-align: center;">= <u>調整後 取得価 額</u></p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">調整前 取得価 額</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">普通株式1株 当たりの時価 (発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数</p> <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> ⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株 </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際し</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>て出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>通株式を目的とする新株 <u>予約権には適用されない ものとする。</u></p> <p><u>(b) 本号 (a) に掲げた事由に よるほか、下記①乃至③の いずれかに該当する場合に は、当社はA種種類株主 等に対して、あらかじめ書 面によりその旨ならびにそ の事由、調整後取得価額、 適用の日およびその他必要 な事項を通知したうえ、取 得価額の調整を適切に行う ものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交 換もしくは株式交付によ る他の株式会社の発行済 株式の全部もしくは一部 の取得、株式移転、吸収 分割、吸収分割による他 の会社がその事業に関し て有する権利義務の全部 もしくは一部の承継また は新設分割のために取得 価額の調整を必要とする とき。</u></p> <p><u>②取得価額を調整すべき事 由が2つ以上相接して発 生し、一方の事由に基づ く調整後の取得価額の算 出に当たり使用すべき時 価につき、他方の事由に よる影響を考慮する必要 があるとき。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(6) A種下限取得価額の調整 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、A種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。</p> <p>(7) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(8) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点で発生する。</p> <p>(9) 普通株式の交付方法 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>録を行うことにより普通株式を交付する。</p> <p>6. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 金銭対価取得請求権</p> <p>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① <u>A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.030</u></p> <p>② <u>2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060</u></p> <p>③ <u>2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085</u></p> <p>④ <u>2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.100</u></p> <p>⑤ <u>2027年7月1日以降：1.110</u></p> <p>(2) <u>金銭対価取得請求の効力発生</u> <u>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>7. <u>金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に前項に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに（ii）A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u></p> <p><u>8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p><u>9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p><u>(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p><u>(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>権無償割当てを行わない。</p> <p>10. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額ならびに普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）およびB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（以下本条においてB種種類株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p>(3) <u>当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">(B種種類株式)</p> <p>第5条の3 1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) B種配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、本条第9項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) <u>B種配当金の金額</u> <u>B種配当金の額は、普通株式1株当たり</u><u>の剰余金の配当の額に、1,000,000円（以下本条において</u><u>払込金額相当額という。）を当該配当基準日における本条第5項第3号乃至第6号で定める取得価額で除した数を乗じて得られる額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</u> <u>当社は、B種種類株主等に対しては、B種配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>3. <u>残余財産の分配</u> (1) <u>残余財産の分配</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、本条第9項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 非参加条項 <u>B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>4. 議決権 <u>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>5. 普通株式を対価とする取得請求権 (1) 普通株式対価取得請求権 <u>B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数の、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u> <u>本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するか</u> <u>の区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① <u>B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</u> ② <u>2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</u> ③ <u>2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④ <u>2026年7月1日以降</u> <u>: 1.605</u></p> <p>(3) <u>当初取得価額</u> <u>1,364.3円</u></p> <p>(4) <u>取得価額の修正</u> 取得価額は、<u>2023年12月31日お</u> <u>よびそれ以降の6か月毎の応当日</u> <u>(当該日が取引日(以下に定義す</u> <u>る。))でない場合には翌取引日と</u> <u>する。以下本条において取得価額</u> <u>修正日という。)</u>において、各取 得価額修正日に先立つ連続する20 取引日(売買高加重平均価格(以 下本条においてVWAPという。)) が発表されない日を除く20取引日 とする。以下本号において取得価 額算定期間という。)の株式会社 東京証券取引所(以下本条におい て東京証券取引所という。)が発 表する当会社の普通株式の普通取 引のVWAPの平均値(なお、取得 価額算定期間中に次号に規定する 事由が生じた場合、当該VWAPの 平均値は次号に準じて当社が適 当と判断する値に調整される。)) の90%に相当する額(円位未満小 数第2位まで算出し、その小数第 2位を四捨五入する。)に修正さ れ(以下本条において、かかる修 正後の取得価額を修正後取得価額 という。)、修正後取得価額は取 得価額修正日より適用される。た だし、修正後取得価額が955円 (ただし、本項第6号の調整を受</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ける。以下本条においてB種下限取得価額という。)を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とし、また、修正後取得価額が1,773.6円(ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてB種上限取得価額という。)を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とする。</p> <p>本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) B種種類株式の発行日の翌日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="1052 157 1342 364">発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $ \begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} \\ & & \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}} \end{array} $ <p data-bbox="1052 515 1342 798">調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p data-bbox="1029 802 1342 938">②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $ \begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} \\ & & \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}} \end{array} $ <p data-bbox="1052 1090 1342 1191">調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p data-bbox="1029 1195 1342 1372">③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本条において取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本条において株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $ \begin{array}{r} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \\ \times \\ \text{(発行済} \\ \text{普通株式数} \\ \text{)} \\ \text{株当たり} \\ \text{払込金額} \\ \hline \text{当社が保有} \\ \text{する普通株式} \\ \text{の数)} \\ \text{普通株式1株} \\ \text{当たりの時価} \\ \hline \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} $ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継また</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>表する当会社2の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまる</u> <u>ときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、</u> <u>本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において</u> <u>斟酌される。</u></p> <p><u>(6) B種下限取得価額およびB種上限取得価額の調整</u> <u>前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種下限取得価額およびB種上限取得価額についても、「取得価額」を「B種下限取得価額」または「B種上限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p><u>(7) 普通株式対価取得請求受付場所</u> <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(8) <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点で発生する。</u></p> <p>(9) <u>普通株式の交付方法</u> <u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>6. <u>金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>本条において「償還係数」とは、<u>金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① <u>B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</u></p> <p>② <u>2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</u></p> <p>③ <u>2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</u></p> <p>④ <u>2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605</u></p> <p>⑤ <u>2027年7月1日以降：1.805</u></p> <p><u>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</u></p> <p>7. <u>自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>8. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p>(1) <u>当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p>(2) <u>当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>(3) <u>当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>9. <u>優先順位</u></p> <p>(1) <u>A種優先配当金（第5条の2に定義する。）</u>、<u>A種累積未払配当金相当額（第5条の2に定義する。）</u>ならびに<u>普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第3章 株主総会 <新設></p>	<p>(3) <u>当社が剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u> 第16条の2 1. <u>第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u> 2. <u>第13条、第14条および第16条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> 3. <u>第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p>

第3号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式及びB種種類株式）の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます）に対する第三者割当による募集株式（A種種類株式及びB種種類株式）（以下「本種類株式」といいます）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資により割当予定先に対して本種類株式が割り当てられた場合、本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数200,261個の普通株式が交付されることになり、かかる普通株式に付された議決権数の2023年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である201,894個に対する割合は約99.19%となります。このように、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案、第2号議案、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 募集の目的及び理由

①募集に至る経緯及び目的

当社は、1931年に国内初のアルミコンデンサーメーカーとして創業以来、業界のリーディングカンパニーとして、エレクトロニクス市場にアルミ電解コンデンサを始めとする各種電子部品を安定的に供給してまいりました。当社グループは、これらの材料研究から生産設備の設計、製品化に至るまでのあらゆるプロセスをグループ内で一貫して行うことを特色としており、これにより当社グループは顧客に対して常に独創的で信頼性の高い電子部品を供給することが可能になっております。これらの強みを生かすことで着実に海外での売上げを伸ばし、2008年3月期には当時の過去最高の売上高1,432億円を記録するなど、これまで着実な成長を遂げてまいりました。

しかしながら、当社グループにおいては、2014年より、アルミ電解コンデンサ等の取引に関して競争法違反があった等との指摘を受けるに至り、かかる競争法違反関連の事案において、一部の国で競争法当局からの制裁金に関する決定、民事訴訟の提起等を受け、また、それらの一部について裁判所における対応等を継続する中で多額の和解金の支払いを求められる等、長らく業績に大きな悪影響が生じています。

例えば、直近では、当社及び当社の子会社であるUnited Chemi-Con Inc.（以下「当社ら」といいます）は、カナダの各州（オンタリオ、ケベック、ブリティッシュ・コロンビア）の裁判所において、電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する競争法違反等について損害賠償等を求める集団民事訴訟の提起を受けておりました。当社らとして損害賠償等の責任を認めていないものの、諸般の事情を総合的に勘案した結果、2023年5月、原告団に対して、和解金として21.3百万カナダドル（公表時の為替レート（以下為替レートについて同じ）で約21億円）を支払うこととなりました。

また、米国においても、当社らを被告として、電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する米国反トラスト法違反等について損害賠償等を求める複数の民事訴訟が提起され、これらの民事訴訟に係る原告への和解金として、2021年12月に160百万米ドル（約180億円）を、また、2022年7月に31.5百万米ドル（約43億円）を支払うことに合意するなど、対応を迫られておりました。更に、直近では、2023年6月に、Avnet, Inc.との民事訴訟において、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所より、総額150.677百万米ドル（約210億円）の支払を当社らに命じる旨の判決が出されました。当社らは、当該判決を不服として、2023年6月、控訴提起をしておりましたが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、当該民事訴訟及びこれに関連する一切の請求について、Avnet, Inc.との間で和解するとともに、Avnet, Inc.以外の個別原告のうち3社との間の民事訴訟についてもあわせて和解することを決定し、当社らは、Avnet, Inc.及び当該個別原告3社に対して、和解金として総額125百万米ドル（約178億円）を支払うこととなりました。また、当社らは、諸般の事情を総合的に勘案した結果、2023年9月、個別原告のうち和解が未了であったArrow Electronics, Inc.との間でも和解することとし、Arrow Electronics, Inc.に対して、和解金として総額75百万米ドル（約110億円）を支払うこととしました。

このように、当社グループは、一連の民事訴訟に関する和解金の支払い等により多額の現金の支払いを強いられており、とりわけ今年度に入ってからカナダと米国における各和解金だけでも約309億円の支払いが必要になるなど、当社の経営成績及び財政状態に大きな悪影響が生じています。なお、和解金の支払いは、いずれも独占禁止法関連損失として特別損失に計上されることで、当社グループの親会社株主に帰属する四半期純利益及び連結純資産の減少要因となります。

今後も当該事案に起因して損害賠償等を受ける可能性はあるものの、他方で、上記のArrow Electronics, Inc.との和解により米国において当社らに提起されていた電解コンデンサ及びフィルムコンデンサに関する米国反トラスト法違反等について損害賠償等を求める民事訴訟は全て終結することになるなど、当社としては、2014年より継続していたアルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応については概ね収束の局面に至りつつ

あると考えており、当社グループは、改めて中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社グループの持続的成長に向けた施策を策定・実施すべき時期にあると考えております。この点、当社グループは、2023年4月から、基本方針を「適応力（レジリエンス）強化による質の高い成長」とする第10次中期経営計画（2023年度～2025年度）（以下「中期経営計画」といいます）（注）をスタートしており、当社グループを取り巻く先行き不透明な経営環境にも柔軟に対応し、持続的な成長を続けるための各種重点施策を定めております。このように、当社グループとしては、今後、中期経営計画の各種重点施策を着実に実行することが重要な経営課題であると考えているところ、とりわけ、今後需要が高まることが予想される導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業等については、新工場を建設し増産体制の構築を予定しており、大きな資本・資金ニーズが生じています。

（注）中期経営計画の内容は、以下の当社ホームページにおいて公表しております。中期経営計画の内容に変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

アドレス：[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06080/1726fce3/332a/46ea/9bae/e408c9dad3de/20230517150847253s.pdf)

以上のような経緯により、当社は、資本性の資金調達を通じた資本増強を実施することにより、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応により毀損した当社グループの連結純資産の回復を図りつつ、上記の中期経営計画の各最重要施策を確実に実施するために必要な資金を確保することが必要不可欠であると考えに至り、2023年7月、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社をそれぞれ起用したうえで、かかる資本性の資金調達に応じることができる外部投資家の選定プロセスを開始することといたしました。

当社は、2023年7月以降、当社にとって可能な限り有利な条件での資金調達の実現可能性を追求するべく、ファイナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社を通じて、割当予定先を含む国内の複数の金融投資家に対して、当社に対する出資の可否及び出資条件についての検討を依頼しました。かかる依頼に応じて各金融投資家から提示された出資条件等について比較検討した結果、割当予定先の提案が出資総額、出資条件その他の内容を踏まえても、最も当社の資本・資金ニーズに合致した望ましい提案であると考えられたこと、また、割当予定先は当社のように多額の資本・資金ニーズのある上場会社に対して本種類株式と類似した種類株式の取得を通じた資金提供を実施した実績を豊富に有しており信頼に足る先であると考えられたことから、当社は、2023年8月、同社との間で、資金調達に関する

より具体的な条件の協議に入ることとしました。その後、2023年9月まで、割当予定先からのデュエリジェンスを受けつつ、資金調達に関する具体的な条件の協議を継続したところ、2023年9月下旬、同社より、デュエリジェンスの結果等を踏まえた最終的な出資条件の提案を受けるに至りました。これを受けて、当社は、かかる提案内容（本種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を検討し、また、可能な限り当社にとって有利な条件となるよう割当予定先との間で条件交渉を継続した結果、2023年10月初旬、割当予定先への本種類株式の発行を通じた本第三者割当増資による資金調達が、当社の資本・資金ニーズに合致した現時点において当社が採り得る最善の選択肢であるとの判断に至りました。なお、割当予定先は、当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を高く評価しております。また、割当予定先は、上記のとおり、本件と類似した種類株式による上場会社への投資実績及び過去の投資案件における投資先へのサポート実績があり、当社に対し、上記に掲げる目標の達成に必要なアドバイス及びガバナンス強化支援を提供し、当社の中長期的な企業価値を向上させるパートナーとして、最適であると判断しております。

②本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、以下に記載するとおり、様々な資金調達のための手法について比較検討をいたしました。

まず、上記のとおり、当社グループは、一連の民事訴訟に関する和解金の支払い等により多額の現金の支払いを強いられており、当社グループの連結純資産が大きく減少することが見込まれている現状に鑑みると、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本増強を図ることが出来る資本性の資金調達の実施が必要かつ適切であると考えました。

資本性の資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式の公募増資の実施は現実的に困難であると考えました。また、普通株式による第三者割当増資については、十分な発行規模となることを前提に適切な割当先が選定できれば、選択肢になるものの、そのような割当先の候補も現実的に見当たりませんでした（なお、かかる考慮から、当社は、普通株式による第三者割当増資の実施についても決定しておりますが、これのみでは当社の資本・資金ニーズを満たすことはできず、本第三者割当増資を実施しない理由とはなりませんでした。）。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオフリング）又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけない場合も限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判

断いたしました。

これに対して、本第三者割当増資のような種類株式を用いた第三者割当増資については、適切な割当先を確保することができれば、当社において必要金額の調達を確実に行うことができ、また、種類株式の商品設計によっては大規模な資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化を回避することも可能であり、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。

そこで、当社は、種類株式を用いた第三者割当増資の実現に向けて、上記①に記載のとおり、資本性の資金調達に応じることができる外部投資家の選定プロセスを実施した結果、割当予定先から、本第三者割当増資に関する提案を受けるに至りました。当社は、本第三者割当増資に係る提案内容と外部投資家の選定プロセスに参加した各金融投資家から提示された出資条件等について比較検討いたしました。割当予定先からの本第三者割当増資に関する提案が、出資総額、出資条件その他の内容を踏まえても、最も当社の資本・資金ニーズに合致した望ましい提案であると考えました。特に、本第三者割当増資は、出資総額においてその他の金融投資家からの提示内容以上のものでありつつ、即時の急激かつ大規模な希薄化が当社の株価に与え得る影響に鑑み、発行後直ちに大規模な希薄化を生じさせない内容となっている点において、本第三者割当増資の実施により、早期かつ確実な資金調達・資本増強を実現しつつ、調達資金を用いて中期経営計画の各種重点施策の実行により中長期的な企業価値の向上を図ろうとする当社の狙いに合致しており、現時点において当社が採り得る最善の選択であると判断いたしました。

なお、本種類株式は、いずれも普通株式を対価とする取得請求権が付されているため、将来的に希薄化が生じる可能性があります。当社は、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る取締役会決議日である2023年10月10日付で出資契約（以下「本出資契約」といいます）を締結しており、割当予定先は、原則として、本出資契約で規定する転換制限解除事由が発生しない限り、2026年3月31日までは、本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないものとされています。B種種類株式については、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にあっては（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限りです。）、割当予定先は、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされているものの、かかる権利も、あくまで当社の判断でB種種類株式について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にのみ行使可能とされており、2026年3月31日の到来前において、割当予定先の自由な裁量で行使できるわけではありません。そのため、当社は、本第三者割当増資の実施により、2025年度を最終年度とする中期経営計画の各種重点施策の実行による中長期的な企業価値向上のための時間的猶予を確保するこ

とが可能となります。

また、当社は、本第三者割当増資により150億円の資金調達を行うことを企図しておりますが、そのうち100億円分をA種種類株式にて調達するほか、50億円分を優先配当金の規定がないB種種類株式にて調達することで、全額をA種類株式にて調達する場合と比較して、優先配当金の支払いに伴う資金負担を抑制しています。A種種類株式については優先配当金の規定が付されているものの、発行日以降いつでも部分償還（但し、5,000株単位の償還に限ります。）が可能な設計となっており、当社としては、早期に金銭償還を進めることで、A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化を回避しつつ、償還までの優先配当金の支払いに伴う資金負担を可能な限り抑制することを目指します。また、当社は、本第三者割当増資により確保する時間的猶予を利用し、中期経営計画の各種重点施策の実行等による内部留保資金の積み上げを行うことで、A種種類株式に加えてB種種類株式についても、可能な限り、金銭償還を実施し、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の回避を目指しております。

(2) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2023年7月以降、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の事案についての対応状況、多額の和解金の支払いによる財務状況への悪影響の程度、当社の資本性の資金調達のニーズ、中期経営計画の各最重要施策の実施を通じた当社グループの成長戦略の内容、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先との間で本出資契約の契約内容を含む本第三者割当増資に係る条件に関する交渉を重ねてまいりました。とりわけ、普通株式を対価とする取得請求権に関しては、既存株主への希薄化影響を可能な限り軽減すべく取得価額の設定方法や転換制限解除事由の具体的な内容について、金銭対価の取得条項に関しては、当社の将来の償還負担を可能な限り軽減すべく償還プレミアムの水準について真摯な交渉を重ねた結果、2023年10月上旬、当社として合理的と判断する条件で割当予定先との合意に至ったことを受け、A種種類株式及びB種種類株式のいずれについても払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、A種種類株式及びB種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当増資を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます）に対してA種種類株式及びB種種類株式の価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます）を取得しております。赤坂国際会計は、A種種類株式及びB種種類株式に付された諸条件と一定の前提（当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率、リスクプレミアム、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先の行動に関する一定の仮定（A種種類株式に関する金銭を対価とする取得請求権の行使及びB種種類株式に関して当社が取得条項を発動した場合において普通株式を対価とする取得請求権を行使するか又は金銭を対価とする取得を待つかの選択等）を参考に、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、A種種類株式及びB種種類株式のそれぞれについて公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A種種類株式の価格は1株当たり約988,000～1,027,000円、B種種類株式の価格は1株当たり約973,000円～1,019,000円とされております。

当社としては、上記のとおり、A種種類株式及びB種種類株式のいずれの払込金額についても合理性が認められると考えておりますが、また、A種種類株式及びB種種類株式のいずれについても、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、赤坂国際会計による本価値算

定書における上記評価結果等を踏えても、会社法上、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額とまではいえないとの判断も合理的に可能と考えられるものの、非上場株式会社であるA種種類株式及びB種種類株式には客観的な市場価格がなく、その価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として発行することといたしました。

②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本第三者割当増資において、本種類株式（A種種類株式10,000株及びB種種類株式5,000株）を発行することにより、総額15,000,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がありません。もともと、上記のとおり、本種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されており、仮に、本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、本第三者割当増資による希薄化率は最大で約99.19%となります。このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①大きな資本・資金ニーズが生じている当社において、本第三者割当増資により、資本増強・資金調達が実現でき、財務体質の安定化を図ることができること、②本第三者割当増資の条件は、複数の金融投資家を対象とした外部投資家の選定プロセスを実施したうえで選定した割当予定先との間での真摯な交渉の末に合意したものであり、現時点において当社が採り得る最善の選択であると判断できること、③とりわけ、本出資契約において、原則として、転換制限解除事由が発生しない限り、2026年3月31日（同日を含む。）までは割当予定先は本種類株式について取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、中期経営計画における各重要施策の実行による中長期的な企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、④取得請求権の行使により交付される普通株式の数の算出の基礎となる普通株式対価取得プレミアムには上限が設定されており、かつ、取得価額には下限が設定されている（但し、一定の場合には取得価額が調整されます。）こと、⑤本種類株式には発行日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、本種類株式の全部又は一部を強制的に金銭償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策

を講じており、本第三者割当増資が、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを踏まえれば、本第三者割当増資により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。なお、B種種類株式については、2026年3月31日の到来前であっても、当社がB種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合（但し、2025年3月31日までの期間においては転換制限解除事由が発生している場合に限りです。）、割当予定先は、当社が取得を希望する数を上限とし、累計で最大3,000株までB種種類株式について普通株式対価の取得請求権を行使できる権利を有するものとされているため、2025年4月1日以降、当社の判断のみによって普通株式への転換の可能性を完全に排除することはできません。また、B種種類株式については、普通株式対価の取得請求権の行使により交付される普通株式の数の算定に用いるB種種類株式に係る普通株式対価取得プレミアムがA種種類株式に係る普通株式対価取得プレミアムよりも高い水準であるため、A種種類株式と比較して、1株当たりで見れば、普通株式対価の取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数が多くなる可能性があります。このように、B種種類株式は、A種種類株式と比較すれば、普通株式対価の取得請求権が行使される可能性が高く、また、当該取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数も多くなる可能性がある商品設計となっています。もっとも、B種種類株式による資金調達は50億円と本種類株式による資金調達全体（総額150億円）の3分の1に過ぎない点、さらに、上記の普通株式対価の取得請求権の行使を優先する旨の合意については、あくまでB種種類株式3,000株分の範囲に限ったものであり、A種類株式の全部及びB種種類株式2,000株については当社の判断による金銭償還が優先される点、あくまで当社の判断でB種種類株式について金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合にのみ行使可能とされており、2026年3月31日の到来前において、割当予定先の自由な裁量で行使できるわけではない点、また、B種種類株式に係る普通株式対価取得プレミアムの水準については、代わりにB種種類株式には優先配当金の規定がなく優先配当金の支払いに伴う資金負担を抑制できているなど当社にとっても経済合理性が認められる内容となっている点などを踏まえれば、B種種類株式の上記商品性を踏まえても、やはり本第三者割当増資は現時点において当社が採り得る最善の選択肢であり、これにより既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、上記のとおり、当社は、中期経営計画の実行による内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて本種類株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

2. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類及び数

A種種類株式10,000株

B種種類株式5,000株

(2) 募集株式の払込金額

① A種種類株式

1株につき1,000,000円

② B種種類株式

1株につき1,000,000円

(3) 払込金額の総額

① A種種類株式

10,000,000,000円

② B種種類株式

5,000,000,000円

(4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

① A種種類株式

増加する資本金の額 5,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

増加する資本準備金の額 5,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

② B種種類株式

増加する資本金の額 2,500,000,000円 (1株につき、500,000円)

増加する資本準備金の額 2,500,000,000円 (1株につき、500,000円)

(5) 払込期間

A種種類株式及びB種種類株式ともに2023年12月27日から2024年3月29日

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合に全てのA種種類株式及びB種種類株式を割り当てる。

(7) 募集株式の内容

A種種類株式及びB種種類株式の内容につきましては、第2号議案をご参照ください。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少(2)の件

早期に財務体質の健全化を図りつつ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本種類株式の発行と併せて資本金及び資本準備金の額の減少(2)を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えるものであります。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少(2)については、本第三者割当増資の払込がなされること、並びに第1号議案乃至第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの減少額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本金の額

7,500,000,000円

② 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 7,500,000,000円

③ 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 15,000,000,000円

2. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年3月31日

第5号議案 取締役1名選任の件

本第三者割当増資後の当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、本出資契約の規定に従い、割当予定先が指名した社外取締役候補者1名の選任をお願いいたく存じます。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、本第三者割当増資の払込みがなされること及び第1号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として発生します。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
こまがた たかし 駒形 崇 (1976年5月6日生) 新任 社外	1999年4月 (株)住友銀行入行 2000年10月 朝日アーサーアンダーセン(株)入社 2002年11月 野村證券(株)入社 2006年10月 モルガン・スタンレー証券(株) (現モルガン・スタンレーM U F G証券(株)) 入社 2009年2月 丸の内キャピタル(株)入社 2011年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)入社 同社ディレクター 2015年1月 同社マネージングディレクター 2019年12月 同社取締役 投資部門共同部門長 現在に至る 2020年9月 (株)ミツバ社外取締役 現在に至る 【重要な兼職の状況】 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株) 取締役 (株)ミツバ 社外取締役	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

駒形崇氏は、大手金融機関での業務及び投資ファンド運営会社での経営に携わり、金融や企業経営における豊富な経験・スキルと見識を有しております。その経験・スキルと見識に基づき、幅広い視点から当社の取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、その経歴から培った経験・スキルと見識に基づき、特に企業経営に関して実効的かつ適切な経営監督を期待します。

- (注) 1. 駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合は、当社との間でA種種類株式及びB種種類株式の発行・引受け等に関して出資契約を締結しております。
2. 駒形崇氏は、社外取締役候補者であります。
3. 駒形崇氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担することとしております。駒形崇氏の選任が承認された場合、同氏は本契約の被保険者に含まれることとなり、本保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区大崎五丁目6番4号
都五反田ビル東館5階 当社研修室 電話 03-5436-7711



最寄駅 東急池上線 大崎広小路駅より徒歩約2分
JR山手線 五反田駅西口より徒歩約6分
都営地下鉄浅草線 五反田駅A3出口より徒歩約6分

※ 会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承下さい。

第73期定時株主総会より、公平性の観点から、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

